

市議会における新型コロナウイルス感染症対策及び 当該感染者に関する情報公開について

国及び県の新型コロナウイルス感染症対策の方針等に準じて、下記のとおり、市議会における感染予防のための措置をより一層徹底することを申し合わせる。

記

1 委員会室・議員控室・事務室等の適切な換気について

議場及び4階の委員会室等（4階フロア）では、全換気の空調管理を実施しているが、委員会室、議員控室、事務室等においては、単独空調機による室内温度調整を行う仕組みであり又窓の開閉が容易であることから、大人数が長時間使用する場合等は適宜、窓を開けること等により、換気をより徹底すること。

2 手指衛生の徹底について

議場、議員控室や委員会室に入場する議員、職員等すべての者は、入場前に、アレルギーがある場合などの特別な事情がある場合を除き、アルコール消毒液等による手指消毒を行うこと。

3 マスクの着用について

議場、議員控室、委員会室等において、議員、職員等は、原則として、マスクを着用すること。マスクは各自で調達すること。

4 本会議等への出席について

本会議、委員会等へ出席する者は、引き続き自らの責任において健康管理を徹底し、本会議等へ出席する日の朝には体温計により体温を計測し、37.5℃以上の発熱が見られるとき、又は味覚・嗅覚に異常があるときや倦怠などを伴うかぜ症状が見られるとき等においては、新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合として、出席・出勤を自粛すること。

また、自身が濃厚接触者となる可能性が高いと判断する場合においても、同様に出席・出勤を自粛すること。

5 議員，事務局職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者と特定された場合について

① 新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者と特定された場合は，議員は会議等への出席禁止とし，事務局職員は就業禁止とする。

また，感染の診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も，同様に出席禁止・就業禁止とする。

② 感染症診断又は濃厚接触者特定などがあった場合は，直ちに，電話，メール又はリンク等により，議長若しくは議会事務局へ報告すること。

③ 上記②の報告が事務局にあった場合は，議長に対して直ちに当該事案を報告すること。

※ 感染の心配があるときの問い合わせ先

・茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター

029-301-3200（8時30分～22時，土日・祝祭日を含む）

・茨城県潮来保健所

0299-66-2114（平日の9時～17時）

6 議会の新型コロナウイルス感染者に関する情報公開について

議員から，新型コロナウイルス感染者の認定を受けた旨の連絡があったときは，次の情報を議員に提供，市議会ホームページに掲載，鹿島記者クラブへプレスリリースすることとする。（濃厚接触者については，情報提供等を行わない。）

議員

① 陽性が判明した日付